

平成28年第1回定例会

議案参考資料

平成28年2月19日

議案参考資料目次

議案第 1 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定について……………	1
議案第 2 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	2
議案第 3 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	18
議案第 4 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	22
議案第 5 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法関係手数料条例の制定について……………	29
議案第 6 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	30
議案第 7 号	平成 27 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案第 8 号	平成 28 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算……………	別冊
議案第 9 号	平成 28 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊

議案第 1 号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定について
根拠法令等	行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）
【 内 容 】 行政不服審査法の全部改正に伴い、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項の規定に基づいて、諮問機関として地方公共団体に置く附属機関に関し必要な事項を定める。	
施行日	平成 28 年 4 月 1 日
【その他参考事項】	

議案第 2 号参考資料

件 名	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
根拠法令等	行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）
<p>【趣 旨】</p> <p>行政不服審査法の全部改正に伴い、関係する条例において、所要の改正を行うため、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>（1）行政不服審査法の全部改正により、審査請求があった場合には、裁決をする前に第三者機関への諮問が必要になった。情報公開条例及び個人情報保護条例には、それぞれ情報公開審査会又は個人情報保護審査会があり、情報公開又は保有個人情報の開示決定等に対する審査請求については、各条例に設置する審査会に諮問するように改正する。</p> <p>（2）その他、文言の整理</p>	
施 行 日	平成 2 8 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 <u>審査請求</u> (第19条—第21条)</p> <p>第4章・第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書(第20条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びそ</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 <u>不服申立て</u> (第19条—第21条)</p> <p>第4章・第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書(<u>第19条及び</u>第20条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定を</p>

の理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第3章 審査請求

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

した旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第3章 不服申立て

(審査会への諮問)

第19条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会に諮問して、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(審査会への諮問)

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に係る実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問した実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人で

(諮問した旨の通知)

第20条

前条の規定により諮問した実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人で

ある場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(審査会の調査権限)

第25条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

ある場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第21条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(審査会の調査権限)

第25条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

<p>2 (略)</p> <p>3 審査会は必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、<u>審査請求</u>のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、<u>審査請求人</u>、参加人又は諮問実施機関（以下「<u>審査請求人等</u>」という。）から意見若しくは説明を聴き、又はその他必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第26条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。</p> <p>2 前項の場合においては、<u>審査請求人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 審査会は必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、<u>不服申立て</u>のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、参加人又は諮問実施機関（以下「<u>不服申立人等</u>」という。）から意見若しくは説明を聴き、又はその他必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第26条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。</p> <p>2 前項の場合においては、<u>不服申立人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p>
---	---

(意見書等の提出)

第27条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第28条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことはできない。

2 (略)

(審査請求の制限)

第30条 この条例の規定により審査会又は委員がした審査請求に係る事件に関する処分については、審査請求をすることができない。

(意見書等の提出)

第27条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第28条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことはできない。

2 (略)

(不服申立ての制限)

第30条 この条例の規定により審査会又は委員がした不服申立てに係る事件に関する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(答申書の送付等)

第31条 審査会は、審査請求に係る事件に関して諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(答申書の送付等)

第31条 審査会は、不服申立てに係る事件に関して諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止</p> <p> 第1節～第3節 (略)</p> <p> 第4節 <u>審査請求</u> (第45条—第47条)</p> <p>第5章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p> (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思表示を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止</p> <p> 第1節～第3節 (略)</p> <p> 第4節 <u>不服申立て</u> (第45条—第47条)</p> <p>第5章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p> (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思表示を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実</p>

施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第46条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第4節 審査請求

（審理員の指名に関する規定の適用除外）

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条及び第46条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第4節 不服申立て

（審査会への諮問）

第45条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての裁決又は決定をしなければならない。

（1） 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

（2） 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第47条において同じ。）を取り消

<p><u>(審査会への諮問)</u></p> <p>第46条 <u>開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会</u></p>	<p><u>し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p><u>(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。</u></p> <p><u>(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。</u></p> <p><u>(諮問をした旨の通知)</u></p> <p>第46条</p>
--	--

に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参

前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人で

加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第47条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報^の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(審査会)

第48条 (略)

2 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)～(5) (略)
- (6) 第45条に規定する審査請求について審査すること。

ある場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)

第47条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(審査会)

第48条 (略)

2 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)～(5) (略)
- (6) 第45条に規定する不服申立てについて審査するこ

3～13 (略)

(審査会の調査権限)

第49条 (略)

2 審査会は、前条第2項第6号の審査を行う場合において、必要があると認めるときは、第46条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

3 (略)

4 審査会は、審査請求に係る事件に関して必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

5 第2項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」とい

と。

3～13 (略)

(審査会の調査権限)

第49条 (略)

2 審査会は、前条第2項第6号の審査を行う場合において、必要があると認めるときは、第45条の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

3 (略)

4 審査会は、不服申立てに係る事件に関して必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

5 第2項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」とい

う。)に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第50条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第51条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

う。)に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第50条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第51条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第52条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 (略)

(審査請求の制限)

第54条 この条例の規定により審査会又は委員がした審査請求に係る事件に関する処分については、審査請求をすることができない。

(答申書の送付等)

第55条 審査会は、審査請求に係る事件に関して諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第52条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 (略)

(不服申立ての制限)

第54条 この条例の規定により審査会又は委員がした不服申立てに係る事件に関する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(答申書の送付等)

第55条 審査会は、不服申立てに係る事件に関して諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

議案第 3 号参考資料

件名	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
根拠法令等	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）
<p>【趣旨】 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例において、所要の改正を行うため、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するもの。</p> <p>【内容】 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 (1) 地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況に関し、任命権者が報告しなければならない項目に、「職員の人事評価の状況」、「職員の休業に関する状況」及び「職員の退職管理の状況」を追加し、「勤務成績の評定」を削除する。</p> <p>(2) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行に伴い所要の改正が行われることから、人事委員会からの報告に関し、不利益処分に関する「不服申立て」を「審査請求」に改める。</p> <p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 地方公務員法の一部改正に伴い、同法の規定を引用する条項を整理するもの。</p>	
施行日	平成 28 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3) <u>職員の給与の状況</u></p> <p>(4) <u>職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u></p> <p>(5) <u>職員の休業に関する状況</u></p> <p>(6) <u>職員の分限及び懲戒処分の状況</u></p> <p>(7) <u>職員のサービスの状況</u></p> <p>(8) <u>職員の退職管理の状況</u></p> <p>(9) <u>職員の研修の状況</u></p> <p>(10) <u>職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) <u>職員の給与の状況</u></p> <p>(3) <u>職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u></p> <p>(4) <u>職員の分限及び懲戒処分の状況</u></p> <p>(5) <u>職員のサービスの状況</u></p> <p>(6) <u>職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p>(7) <u>職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p>(8) <u>その他広域連合長が必要と認める事項</u></p>

(11) その他広域連合長が必要と認める事項

(さいたま市人事委員会からの報告)

第4条 広域連合長は、毎年9月末までに、公平委員会の事務を委託しているさいたま市人事委員会から、前年度における業務の状況のうち、次に掲げる事項について報告を受けるものとする。

(1) (略)

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(さいたま市人事委員会からの報告)

第4条 広域連合長は、毎年9月末までに、公平委員会の事務を委託しているさいたま市人事委員会から、前年度における業務の状況のうち、次に掲げる事項について報告を受けるものとする。

(1) (略)

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

議案第 4 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 2 7 年政令 3 4 6 号）
<p>【趣 旨】</p> <p>被用者年金一元化法により地方公務員等共済組合法施行令等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>障害共済年金及び遺族共済年金が支給される場合において、条例の規定に基づき支給されることとなる年金たる補償及び休業補償の額を調整する規定を整備する。</p>	
施 行 日	公布の日から施行し、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から適用する。
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第8条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第20条を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第8条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第20条を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73	傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	0.75
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法	0.88		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	0.89
				厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
				障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について	0.86

	附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）			て障害基礎年金が支給される場合を除く。）	
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。） 附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75		障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75			
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89			
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83		旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
				旧国民年金法の障害年金	0.89

	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.8
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84

	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.8
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.8
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.9
	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第2	0.8

遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.8
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.8
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.9

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由につい

8条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	
遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由につい

て支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	<u>0.73</u>
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.86</u>
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	<u>0.88</u>
旧船員保険法による障害年金	<u>0.75</u>
旧厚生年金保険法による障害年金	<u>0.75</u>
旧国民年金法による障害年金	<u>0.89</u>

て支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

旧船員保険法の障害年金	<u>0.75</u>
旧厚生年金保険法の障害年金	<u>0.75</u>
旧国民年金法の障害年金	<u>0.89</u>
障害厚生年金及び障害基礎年金	<u>0.73</u>
障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.86</u>
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	<u>0.88</u>

議案第 5 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法関係手数料条例の制定について
根拠法令等	行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）
<p>【趣 旨】</p> <p>行政不服審査法の全部改正に伴い、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 3 8 条第 6 項等の規定に基づき、審査請求人等が納める手数料に関し必要な事項を定める。</p> <p>【内 容】</p> <p>法第 3 8 条第 1 項又は法第 8 1 条第 3 項において準用する法第 7 8 条第 1 項の規定により、審理員等に提出された書類の写し等の交付を受ける審査請求人等が納める手数料に関し必要な事項を定める。</p>	
施 行 日	平成 2 8 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p>	

議案第 6 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
<p>【趣 旨】</p> <p>平成 28 年度及び平成 29 年度の保険料に関し、所得割率及び被保険者均等割額を定めるとともに、保険料の被保険者均等割額の軽減の判定基準を変更するため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>(1) 平成 28 年度及び平成 29 年度の保険料の所得割率は、0.0834 とすること。</p> <p>(2) 平成 28 年度及び平成 29 年度の被保険者均等割額は、42,070 円とすること。</p> <p>(3) 保険料の被保険者均等割額の 5 割軽減について、軽減対象となる所得基準額を算出するための被保険者の数に乘じる金額を 26 万 5 千円とすること。</p> <p>(4) 保険料の被保険者均等割額の 2 割軽減について、軽減対象となる所得基準額を算出するための被保険者の数に乘じる金額を 48 万円とすること。</p> <p>(5) 改正後の条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 27 年度分までの保険料については、なお従前の例によること。</p>	
施 行 日	平成 28 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(所得割率)</p> <p>第9条 <u>平成28年度及び平成29年度の所得割率は、0.0834とする。</u></p>	<p>(所得割率)</p> <p>第9条 <u>平成26年度及び平成27年度の所得割率は、0.0829とする。</u></p>
<p>(被保険者均等割額)</p> <p>第10条 <u>平成28年度及び平成29年度の被保険者均等割額は、42,070円とする。</u></p>	<p>(被保険者均等割額)</p> <p>第10条 <u>平成26年度及び平成27年度の被保険者均等割額は、42,440円とする。</u></p>
<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその</p>	<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその</p>

属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に26万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に48万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2～4 (略)

属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に26万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に47万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2～4 (略)